福島の復興の現状と今後の取り組み

復興庁
Reconstruction Agency
復興・創生　その先へ

目次

１．東日本大震災からの復興の進捗

２．帰宅困難区域の復興・再生

３．除染の進捗状況

４．移住・定住等の促進

５．イノベーション・コースト構想

1．東日本大震災からの復興の進捗①避難者数や避難指示区域の面積等

		震災前又は最大値		現状
被災者	避難者数	47万人 （発災当初）	→	3．9万人 【令和4年1月】
	応急仮設住宅の入居者数	31．6万人 【平成24年4月（最大）】	→	0．1万人 【令和4年1月】
インフラ・住まい	復興道路・復興支援道路 （青森、岩手、宮城、福島）	570km （計画）	→	570km（100%） 【令和3年12月】
	災害公営住宅 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、長野） ※調整中及び帰還者向け除く	29，654戸 （計画戸数）	→	29，654戸（100%） 【令和2年12月】
	高台移転による宅地造成 （岩手、宮城、福島）	18，226戸 （計画戸数）	→	18，226戸（100%） 【令和2年12月】
産業・生業	製造品出荷額等 （岩手、宮城、福島）	10兆7,637億円 【平成22年】	→	12兆2,487億円 【令和元年】
	営農再開可能な農地面積 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）	19，690ha （津波被災農地面積）	→	18，560ha（94%） 【令和3年9月】
原子力災害	避難指示区域の面積	1，150㎢ 【平成25年8月（最大）】	→	337㎢（29%） 【令和2年7月】
	日本産農林水産物・食品に対する輸入規制実施国・地域数	55か国・地域 （最大）	→	14か国・地域 （撤廃41、緩和12） 【令和3年9月】

１．東日本大震災からの復興の進捗　②福島県の産業の状況

- 製造品出荷額等は、県全体では震災前と同程度に回復したが、全国と比して低調。12市町村では8～9割程度の回復状況。原子力災害被災12市町村の営農再開面積は、震災前の38%（令和２年度時点）。福島県における外国人延べ宿泊者数は、震災前の２倍となるが、伸び率が全国と比して低調（令和元年時点）。福島県漁業は平成24年度から試験操業・販売を開始。令和３年３月に試験操業を終え、現在は本格操業への移行期間。沿岸漁業等の水揚量は震災前の18%（令和２年時点）。林業産出額については、震災前の82%（令和元年時点）。
- 今後の課題は、電気等や建設分野に留まらない、新たな産業基盤の構築と、これを支える人材の確保。営農再開の加速化、観光復興促進、放射性物質対策と一体となった森林整備、特用林産物の産地再生、水産業の水揚げ・販路回復。
- なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響についても、その把握に努めるとともに、復興に支障が生じないように取り組む。

○製造品出荷額等の推移（H22（2010）年比）

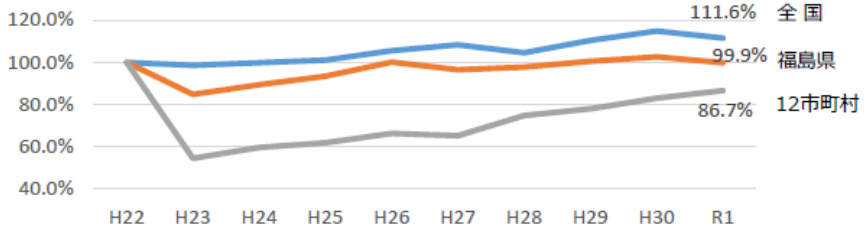

（出典）工業統計調査（経済産業省、福島県）、経済センサス-活動調査（経済産業省、福島県）より抜粋・加工。
なお、調査年により、調査対象の一部または全部が除外されている地域がある。

○被災12市町村の営農再開面積（2011.12末時点の営農休止面積比）

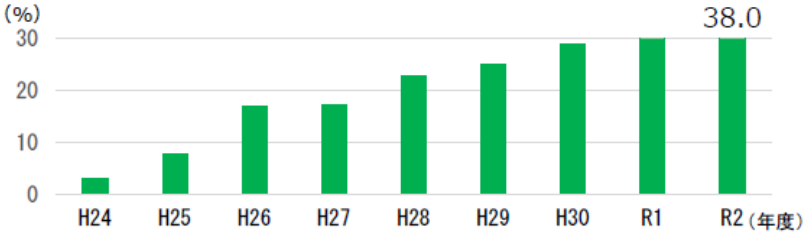

出典：農林水産省「福島県営農再開支援事業 令和２年度事業実績報告書」

○外国人延べ宿泊者数の推移（2010年比）

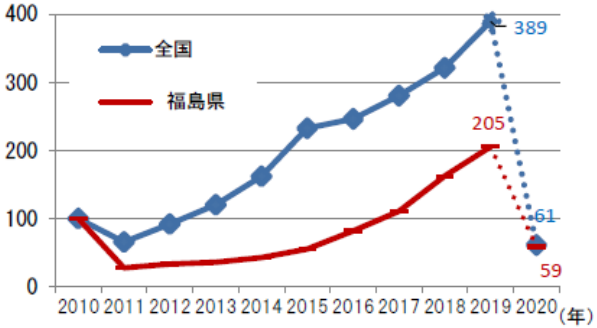

出典：観光庁宿泊旅行統計　※従業員10人以上の宿泊施設を対象
（注）2020年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、被災地を含め全国的に落ち込んでいる。

○林業産出額（2010年比）

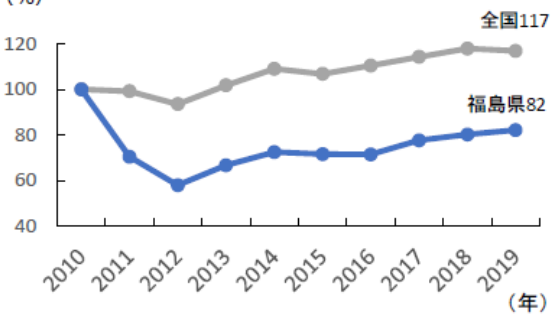

出典：農林水産省「林業産出額」

○ 試験操業における漁獲量

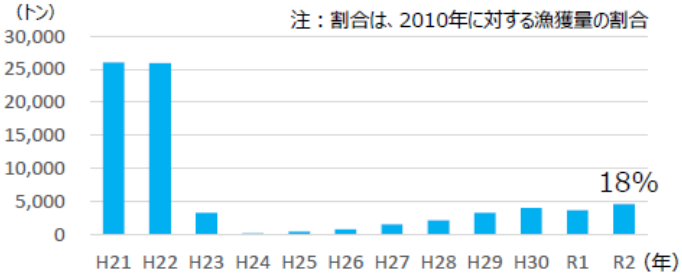

出典：福島県海面漁業漁獲高統計

- 震災直後、県内の漁業協同組合が、全ての沿岸漁業及び底びき網漁業の操業を自粛。
- 平成24年６月から、放射性物質調査の結果を踏まえ、安全性が確保できることが確認された魚種の試験操業を開始。その後、順次、漁業種類・対象種・海域を拡大。
- 令和３年３月に試験操業を終了。４月からは本格操業へ向けた移行期間へと位置づけ、水揚の拡大を図っている。

1．東日本大震災からの復興の進捗　③空間線量率平均の推移

○ 東京電力福島第一原子力発電所から80km圏内の地表面から1mの高さの空間線量率平均は、2011年11月比で約80%減少。

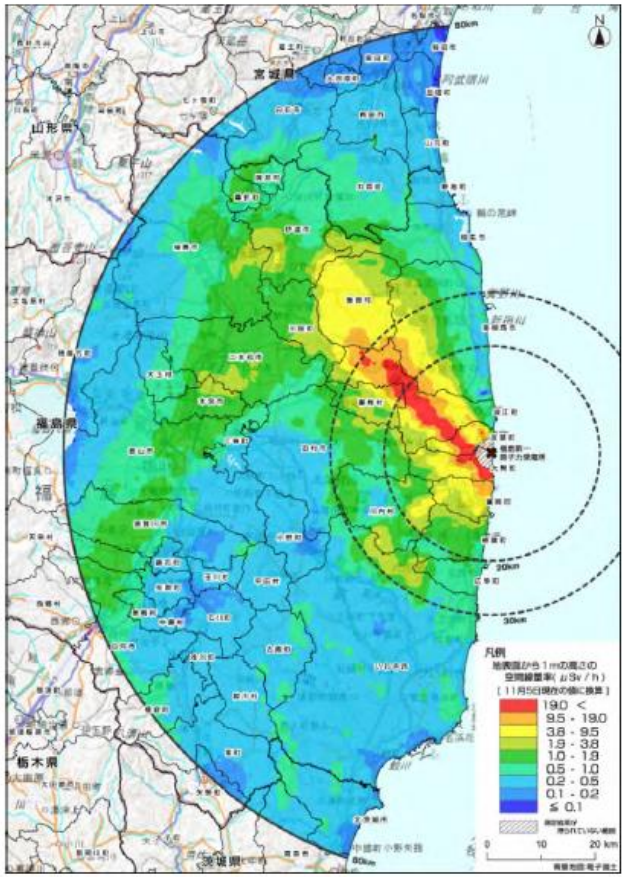

2011年11月5日時点の線量分布

約80%減※

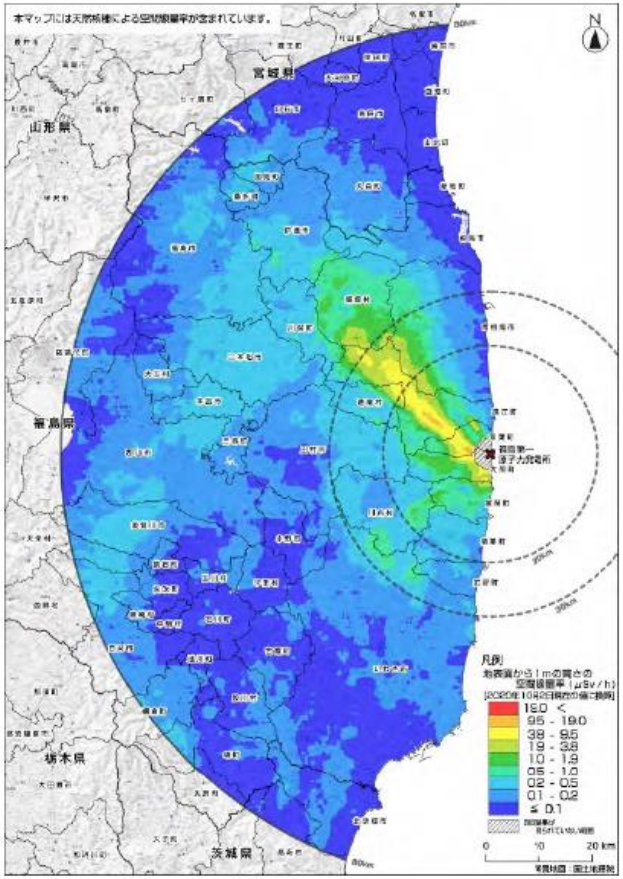

2020年10月2日時点の線量分布

※本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したもの。
出典：原子力規制委員会 「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」等に基づき復興庁作成

2．帰宅困難区域の復興・再生　①避難指示の設定とこれまでの避難指示解除

1. 平成23年3月　事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示

2. 平成23年4月
- 警戒区域（福島第一から半径20km）
  【原則立入禁止、宿泊禁止】
- 計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
  【立入可、宿泊原則禁止】
- 緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
  【避難の準備、立入可、宿泊可】

3. 平成23年9月　緊急時避難準備区域の解除

4. 平成23年12月　冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

「冷温停止状態」の確認

5. 避難指示区域の見直しの実施
- 帰還困難区域（放射線量が50mSv/yを超える区域）
  【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
- 居住制限区域（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
  【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- 避難指示解除準備区域（放射線量が20mSv/y以下）
  【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

平成25年8月、避難指示区域の見直しを完了

6. 避難指示の解除
平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。

平成23年4月22日時点
（事故直後の区域設定が完了）

平成25年8月
（区域見直しの完了時点）

令和2年3月
（双葉町、大熊町、富岡町避難指示解除時点）

2．帰宅困難区域の復興・再生　②避難者数・避難指示解除の状況

【避難者の状況】（2022年1月時点）

東日本大震災による福島県全体の避難者
約3．4万人

※ピーク時（2012年5月）は約16．5万人

避難指示区域からの避難対象者
約2．2万人

6町村の帰還困難区域

※避難指示区域設定時（2013年8月）は約8．1万人

【最近の避難指示解除の状況】

（1）田村市：2014年4月1日　避難指示解除準備区域を解除
（2）楢葉町：2015年9月5日　避難指示解除準備区域を解除
（3）葛尾村：2016年6月12日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 川内村：2016年6月14日　避難指示解除準備区域を解除 （2014年10月1日に、一部地域で避難指示解除を実施するとともに居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し） 南相馬市:2016年7月12日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（4）飯舘村：2017年3月31日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（5）川俣町：2017年3月31日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（6）浪江町：2017年3月31日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除 富岡町：2017年4月1日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（7）大熊町：2019年4月10日　居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
（8）双葉町：2020年3月4日　特定復興再生拠点区域の一部解除、 避難指示解除準備区域を解除
（9）大熊町：2020年3月5日　特定復興再生拠点区域の一部解除
（10）富岡町：2020年3月10日　特定復興再生拠点区域の一部解除

避難指示区域の概念図（2020年3月10日時点）

（備考）・東日本大震災による福島県全体からの避難者数は、福島県「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」（第1785報：2022年2月7日）による。
・避難指示区域からの避難者数は、市町村から聞き取った情報（平成29年4月1日時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計
※区域外及び旧避難指示区域の人数は、住民登録数であり避難者数ではない。

2．帰宅困難区域の復興・再生　③避難地域を巡る現状

- 福島県全体の避難者は、令和３年12月時点で、県内・県外を合わせて3.4万人。心のケア等の被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い個別化・複雑化した課題を抱える被災者に対して、引き続き、きめ細かい支援を行う。
- 令和２年３月までに帰還困難区域を除く地域の避難指示を解除。避難指示が解除された区域全体の居住者は、約1.5万人（避難指示が出された地域全体の住民基本台帳人口は約6.6万人）（令和４年1月時点）。
- 住民意向調査によれば、避難指示解除の時期の違い等により、自治体によっては、「戻らない」と回答した方が５～６割程度となっている一方で、「戻りたい」、「まだ判断がつかない」と回答した方も３～４割程度いる。
- 避難地域の復興の実現に向け、買い物、医療、介護、福祉、教育、鳥獣被害対策等、住民の生活に必要な帰還環境の整備を進める。人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行するとともに、住民意向等も踏まえると、帰還促進のみでは地域の復興・再生を実現することは困難であることから、帰還環境の整備に加え、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大等、地域の魅力を高め、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組が必要。

○福島県全体の避難者数

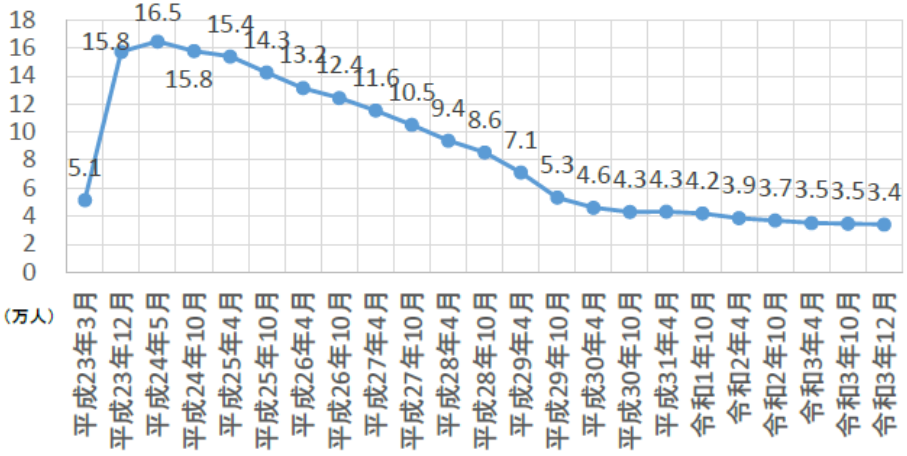

出典：平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（福島県災害対策本部）を元に復興庁作成

○原子力被災自治体における住民意向調査（帰還意向）

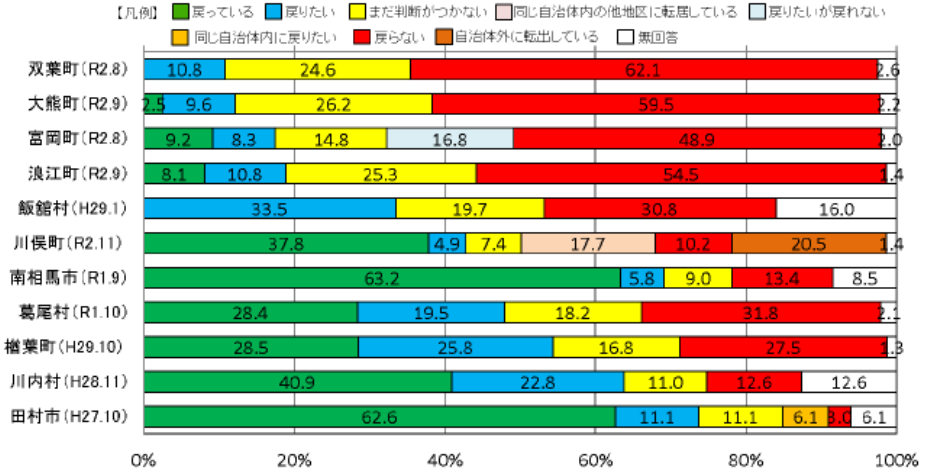

※「令和2年度原子力被災自治体における住民意向調査 調査結果（概要）」（令和3年2月19日復興庁公表）を基に作成。
（南相馬市・葛尾村は令和元年度、楢葉町は平成29年度、飯舘村・川内村は平成28年度、田村市は平成27年度の結果を使用。）
※（　）内は調査実施時期
※市町村ごとの凡例は、一部便宜的に加工している箇所あり。

(参考)　生活環境整備の状況

➢ 医療・介護・教育など、避難指示解除区域に帰還し、あるいは帰還しようとする住民が安心して生活を再開するための環境整備に取り組んでいる。

ふたば医療センター

医療・介護・福祉

2018年４月　南相馬市
「特別養護老人ホーム 梅の香」再開
2018年４月　富岡町
24時間体制で地域の中核的な医療を担う
「福島県ふたば医療センター附属病院」開設
2020年４月　大熊町
「認知症高齢者グループホーム おおくま もみの木苑」開設
2021年２月　大熊町診療所　開所

県営復興公営住宅「日和田団地」

住まい

復興公営住宅：計画戸数4,890戸うち4,767戸完成
帰還者向け災害公営住宅：
計画戸数453戸うち423戸完成

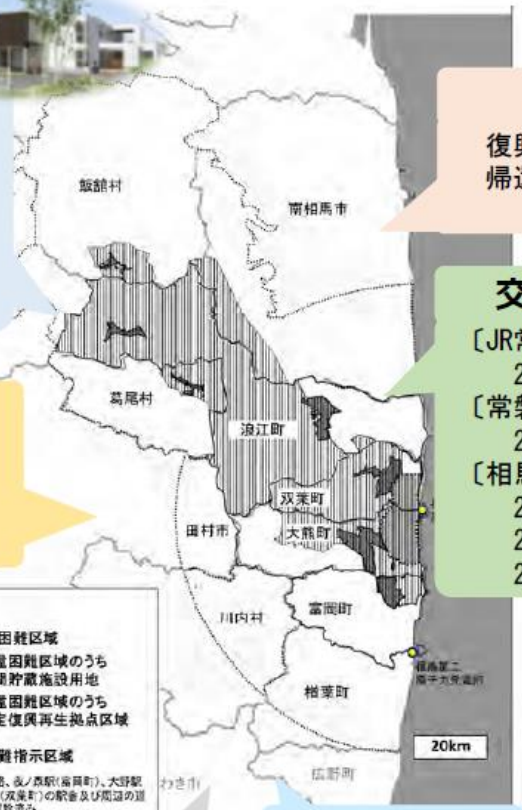

交通機関等

〔JR常磐線〕
2020年３月　全線開通、Jヴィレッジ駅常設化
〔常磐自動車道〕
2020年３月　「常磐双葉IC」開通
〔相馬福島道路〕
2019年12月　「相馬IC～相馬山上JCT」開通
2020年８月　「伊達桑折IC～桑折JCT」開通
2021年４月　全線開通

教育

小中学校再開：10市町村再開済
新規開校等：
2019年４月「ふたば未来学園中学校」開校
2020年４月「いいたて希望の里学園」開校
2021年４月「川内小中学園」開校

田ノ入工業団地
手前：リセラ
奥：大橋機産

Jヴィレッジ駅開業式

道の駅「なみえ」

働く場

2018年９月 川俣町 川俣西部工業団地「ミツフジ」開所
2019年10月 楢葉町 楢葉北産業団地
「株式会社エヌビーエス」工場稼働開始
2020年３月 富岡町 富岡産業団地　第２期区画供用開始
2021年５月 川内村 田ノ入工業団地　「大橋機産」稼働
2021年９月 浪江町 丸ビン式乾燥調製貯蔵施設 稼働

買い物

2019年６月 南相馬市「ダイユーエイト小高」開業
2019年７月 浪江町　「イオン浪江店」開業
2020年２月 南相馬市「ヨークベニマル原町店」開業
2021年４月 浪江町　「道の駅なみえ」開業
2021年４月 大熊町　大川原地区商業施設 開業

2．帰宅困難区域の復興・再生　④特定復興再生拠点区域の整備

- 帰還困難区域を有する6町村では特定復興再生拠点区域が設定され、総理が認定した計画に基づき、除染やインフラ整備等を推進。2022年春以降（大熊町、双葉町、葛尾村）、2023年春頃（富岡町、浪江町、飯舘村）の避難指示解除に向けて、準備宿泊等を進めているところ。
- 避難指示解除はまちづくりの出発点。居住人口を確保するため、帰還環境整備に加え、新たな住民の呼び込みが課題。今後、移住・定住の促進と併せて、営農含めた産業再生やまちの賑わい創出等に資する取組を強化することが必要である。

双葉駅西側地区の造成状況

大野駅(大熊町)の復旧

2．帰宅困難区域の復興・再生　⑤特定復興再生拠点区域復興再生計画

○ 福島復興再生特別措置法の改正（2017年5月）により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
○ 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例　（双葉町）】

①市町村が計画を作成
↓
②内閣総理大臣による計画認定
↓
③計画に基づく整備事業の実施
↓
④（計画認定から5年を目途）整備が概ね終了、避難指示解除へ

■計画の認定基準

項　目	内　容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・地形や従前の集落の状況等から帰還する住民の生活や地域経済の再建等の拠点となる区域として適切 ・既存の公共施設等の立地等を踏まえ、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■計画認定の効果

◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
◆帰還困難区域では適用できなかった「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

２．帰宅困難区域の復興・再生　⑥特定復興再生拠点区域外に係る対応

○　令和３年８月３１日、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」を政府の基本的方針として決定。
○　今後、基本的方針に基づき、関係機関と連携し、地元と十分に議論しつつ、施策の具体化を推進。

（１）拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針

2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、**帰還意向を個別に丁寧に把握**し、拠点区域外の**避難指示解除の取組を進める**。

【帰還意向確認】　すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。

【除染開始時期】　拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。

【除染範囲】　帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。

【予算・財源】　除染・解体は国の負担。復興特会及びエネルギー特会により確保。

【その他】　居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。
立入制限の緩和についても必要な対応を実施。

【残された課題】　帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

（２）帰還困難区域を抱える自治体への個別支援の推進

活力ある地域社会の再生・持続を図るため、拠点区域外の避難指示解除のみならず、**避難指示解除区域**や**拠点区域**への**帰還及び移住・定住を促進**。

3．除染の進捗状況　①除染の進捗状況

○　平成30年3月19日までに、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了。
（帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染を実施中。）

＜汚染状況重点調査地域（市町村除染）＞

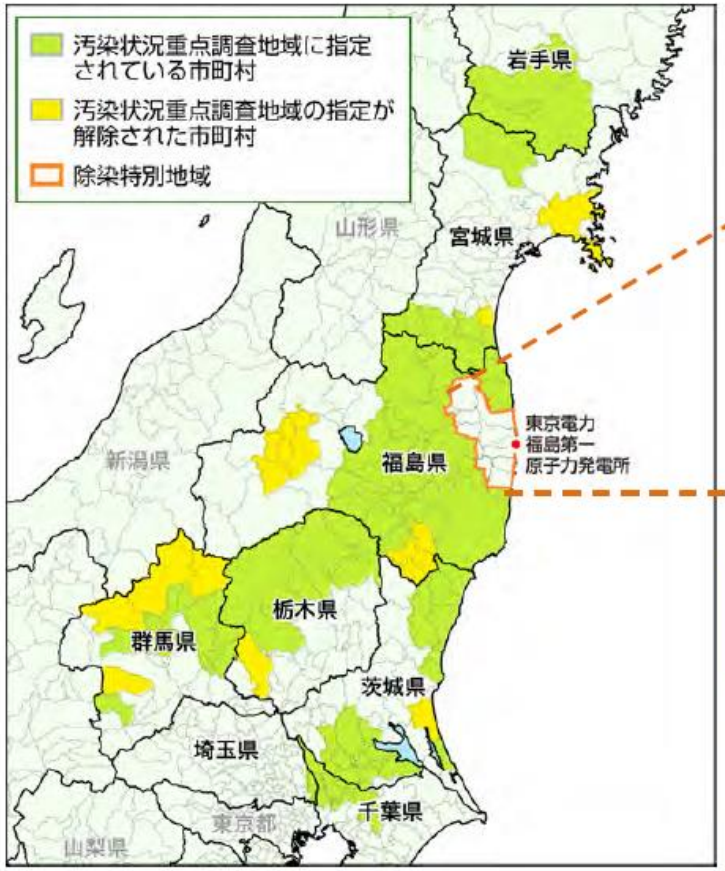

＜除染特別地域（国直轄除染）＞

	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域（93）	除染特別地域（11）
福島県内	43※	36	11
福島県外（7県）	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方がある

3．除染の進捗状況　②中間貯蔵施設について

1　中間貯蔵施設とは

○中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、**安全かつ集中的に管理・保管する**ための施設。

○中間貯蔵施設区域は、**大熊町(1,100ha)、双葉町(500ha)**にまたがる**約1,600ha**（面積は渋谷区とほぼ同じ。）

↑中間貯蔵施設情報サイト：環境省（http://josen.env.go.jp/chukanchozou/）を参考に復興庁にて作成

2　事業の進捗状況

（1）用地取得状況

○2022年1月末までに契約済みの面積は全体の約8割（1,265ha）。

（2）輸送状況

○2015年3月から累計で**約1,261万㎥の除去土壌等**（帰還困難区域を含む）**を輸送**（2022年1月末時点）

（3）施設整備状況

○2020年3月に、中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始。

受入・分別施設　外観（大熊町）

受入・分別施設　施設内（大熊町）

3　2021年度の中間貯蔵施設事業の方針（環境省・2020年12月11日公表）

○安全を第一に、地域の理解を得ながら、事業を実施する。

○**2021年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）の概ね搬入完了を目指す**とともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進める。

４．移住･定住等の促進

- 帰還意向が限定的である中で、帰還促進に加えて、**「復興の担い手」**となる**移住人材の確保が必要**。
- 全国の中で12市町村が移住先として選ばれるために、移住者等を呼び込む戦略が必要。

⇨ ①12市町村自ら移住施策の創意工夫、②ふくしま12市町村移住支援センターを通じた広域的な取組への対応、③12市町村が広域的に連携する仕組みを進めるとともに、④移住関心層への直接の後押しとして、個人支援金を給付。

⇨ 令和４年度から、移住者の住宅確保支援を強化するため、移住者が居住用に空き家を賃借又は購入する場合の改修費等補助や移住者が入居する賃貸住宅の家賃低廉化補助について、交付金の対象事業として追加･拡充する予定。

福島再生加速化交付金における支援措置

（１）地方自治体の自主性に基づく事業への支援

○　福島県及び１２市町村が創意工夫を活かして作成する計画に基づき実施する移住促進事業を交付金により支援

【支援対象地域】　福島県の１２市町村

【事業費上限額】　原則：福島県８億円、市町村４億円
補助率３／４、残る地方負担分は震災特交を充当

【支援対象施策】　移住・定住の促進
（コワーキングスペースや移住者が居住する空き家の改修など一定のハード事業も対象）

（２）移住者等に対する個人支援

○　福島県外からの復興・再生を支える新たな活力を呼び込むため、移住して就業・起業等する者に対する支援金を給付（給付は福島県が実施）

①　移住支援金
福島県外から１２市町村に５年以上継続して居住する意思を持って移住し、就業・起業する者（最大200万円）

②　起業支援金
①に加えて、福島県外から１２市町村に５年以上継続して居住する意思を持って移住し、新たに起業する場合（最大400万円）

移住･定住促進事業の全体像

①各自治体の取組

魅力的なまちづくりに向けた創意工夫による各自治体の自主的な取組の推進

②広域的な取組

県が情報発信等の共通課題に対する広域的取組や12市町村に対する伴走支援を行うため、ふくしま12市町村移住支援センターを設置（R3.7）

③学習･改善と連携

福島移住促進実行会議（合同チーム）を発足させ（R3.7）、移住施策の関係者が協調･連携するとともに、成果を共有･蓄積し、互いに学び合い、施策を改善していく仕組みを構築

＜構成機関＞　復興庁、福島県、12市町村、移住支援センター、経産省、農水省、福島労働局、相双機構、イノベ機構

＜ふくしま12市町村移住支援センターによる取組事例＞

情報発信キャンペーン「#未来ワークふくしま」

12市町村の移住に関する情報をワンストップで提供するwebサイトとSNSの運用を開始するとともに、webサイト上にふくしま12市町村を勤務地とする移住者向けの求人情報を公開。

そのほか、タレントを活用した動画プロモーションや12市町村を体験する移住ツアー開催など様々な形で福島での働き方、暮らし方に関する情報を発信していく。　webサイトURL：https://mirai-work.life/

#未来
#ワーク
#ふくしま

④個人支援金

12市町村への移住等に関心のある個人を直接後押しするため移住支援金･起業支援金を給付

5．イノベーション・コースト構想

- 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産、医療関連、航空宇宙の分野で、技術開発を通じた新産業創出等を支援。
  - 福島ロボットテストフィールドが令和２年３月末に全面開所。浜通り地域で658件の実証（令和３年11月まで）。
    令和３年10月には国際的ロボット競技大会World Robot Summit 2020の福島大会（インフラ・災害対応分野）を開催。
  - 世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設において令和２年３月に水素の製造を開始。製造した水素は、県内の公共施設等や、地域の実証モデル事業で活用。また、東京2020大会では聖火リレーのトーチ、聖火台等に活用。
- 福島県運営の東日本大震災・原子力災害伝承館が令和２年９月開館。入館者が約９万４千人（令和３年12月末時点）。
- 令和２年９月には、福島ロボットテストフィールドでのドローンの研究開発が行いやすくなる、ドローン飛行の際の許可・承認に関する手続きの見直しが行われるなど、実証フィールドとしての環境整備も進展。空飛ぶクルマの実証試験や消防訓練でも活用。
- 本構想をさらに発展させるため、令和２年12月の復興推進会議において、国際教育研究拠点の新設を決定し、令和3年11月の復興推進会議において法人形態等を決定。本年２月に「福島国際研究教育機構」を設立するための法案を国会に提出しており、３月に本機構の基本構想を策定予定。

東日本大震災・原子力災害伝承館
（双葉町）（福島県運営）

主な拠点、プロジェクト等

ロボット

福島ロボットテストフィールド(RTF)
（南相馬市、浪江町）
（福島県運営）

RTFでの取り組み事例

空飛ぶクルマの飛行試験

消防訓練

エネルギー

福島水素エネルギー研究フィールド
（浪江町）（NEDO運営）

農林水産業

ロボットトラクタの開発及び実証（南相馬市）

衛星測位情報を用いた自動運転により作業時間を４割削減

ドローンを活用したスマート農業実証（南相馬市）

ほ場のセンシングデータをAI解析し適正な施肥・防除

廃炉

廃炉関連施設（日本原子力研究開発機構運営）
①大熊分析・研究センター（大熊町）
②廃炉環境国際共同研究センター（富岡町）
③楢葉遠隔技術開発センター（楢葉町）

大熊分析・研究センター

廃炉環境国際共同研究センター

（参考） 国際教育研究拠点の法人形態等について

「創造的復興の中核拠点」として、国際教育研究拠点が**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて**長期・安定的な運営**の確保を図る。

機能

（１）研究開発機能

○ **①ロボット、②農林水産業、③エネルギー（カーボンニュートラル）、④放射線科学・創薬医療、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信**の５分野を基本として、**福島の中長期の課題であり、ひいては世界の課題の解決にも資する研究開発**を実施する。

（２）産業化機能

○ 福島第一原発の過酷環境や広大な未利用地などを活用し、併せて大胆な規制緩和も促進して、**社会実証・実装フィールドを整備し、産業化を促進**する。

（３）人材育成機能

○ **連携大学院制度**を利用した大学院生の研究指導、地元の産業界・自治体・高等専門学校等との連携による**産官学一体となった人材育成**の推進、**地元の小中高校生等に対する連続的な人材育成**等を行う。

法人形態等

○ 新法人は、以下の特徴を有することを踏まえ、 **法律に基づき設立される特別の法人**とする。

- 既存施設の取組に横串を刺す調整機能（**司令塔機能**）
- 新法人の業務運営に対する地元自治体の関与
- 国際水準の処遇・人事制度や、若者・女性など次世代の研究者が活躍できる環境
- 理事長や現場の裁量の最大限の確保や、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営
- 規制改革推進や情報収集に関する仕組み

○ 新法人の活動が本格的に軌道に乗った時点において、**数百名規模の国内外の優秀な研究者等が新拠点における研究開発等の活動に参画**することを目指す。

○ 新拠点の立上げに当たっては、**各種実験施設や社会実証・実装フィールドを有する他の施設の例も参考に**、将来規模を拡大する必要が生じた際にも対応できる**立地を検討**する。

（参考）・関東に所在する医学系の研究所　敷地面積：約14万㎡
・東北に所在する産業系の研究所　敷地面積：約7.8万㎡

共管体制・予算措置

○ **関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）**が**内閣総理大臣とともに共管**。

○ 長期・安定的に運営できるよう、**復興財源等で予算を確保**するとともに、**外部資金や恒久財源による運営へ段階的・計画的に移行**。

今後の予定

○ **新法人の設立法案**について**次期通常国会への提出**を図る。令和３年度内に**基本構想**を策定。

○ **令和４年夏**を目途に策定する**研究開発基本計画**の策定作業と併せて、新拠点に整備する**施設の具体的な検討**を進め、福島県からの意見を尊重して**立地を決定**。

(参考) 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について(概要)

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する**研究開発等に関する基本的な計画**を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正案の概要

（１）新産業創出等研究開発基本計画の策定

① **内閣総理大臣**は、**関係行政機関の長に協議**するとともに、**総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて**、**新産業創出等研究開発基本計画**を定める。

② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

（２）福島国際研究教育機構の設立

① **福島国際研究教育機構を設立**し、**研究開発**、**研究開発成果の産業化**、**これらを担う人材の育成**等の業務を行う。

② **主務大臣**（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、**中期目標（７年）を定める**。

※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣

③ **福島国際研究教育機構**は、中期目標に基づき、**中期計画**（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）**を作成**し、**主務大臣の認可**を受ける。

④ 主務大臣は、**毎事業年度**の終了後、福島国際研究教育機構の**業務の実績について評価を行う**。

⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見**を聴かなければならない。

⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

福島国際研究教育機構の業務

（１）研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**

（２）産業化：研究開発の**成果を普及**、**活用を促進**

（３）人材育成：**研究者・技術者を養成**、**資質の向上**／**教育活動**

（４）司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**

（５）情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

（１）司令塔機能

○ **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。

○ **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。

（２）処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。

（３）民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資**や**人的・技術的援助**を行う。

（４）情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後８年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

閣議決定日 ： 令和４年２月８日

施行日 ： 公布から３月を超えない範囲で政令で定める日（一部の規定は公布日）

(参考) 東日本大震災・原子力災害伝承館について

- 平成28年8月に双葉町への立地を決定。平成29年3月に「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設 基本構想」を策定し、平成29年度より施設設計に着手、平成30年度に着工。令和２年９月20日に開館。
- 福島県だけが経験した、複合災害の記録と教訓を後世に伝えるとともに、復興に向けて力強く進む福島県の姿や、これまでの国内外からの支援に対する感謝の思いを発信することを目的とする。

■建物概要

施設面積：約5,200㎡

■館長

高村　昇（たかむら　のぼる）教授

（長崎大学原爆後障害医療研究所
国際保健医療福祉学研究分野教授）

■事業概要

1．収集・保存

関連資料の収集・保存、オーラルヒストリー等の記憶も残す

2．調査・研究

複合災害の教訓を生かし、原子力防災などの充実・強化と専門分野の人材の育成につなげる

3．展示・プレゼンテーション

福島の「光と影」を伝え、今、そしてこれからをプレゼンテーションする

4．研修

原子力災害の経験に基づく研修プログラムの提供

■所在地

双葉郡双葉町中野地区内
（復興祈念公園、双葉町産業交流センターと隣接）

■施設外観

(参考) 東日本大震災・原子力災害伝承館について(施設内の様子)

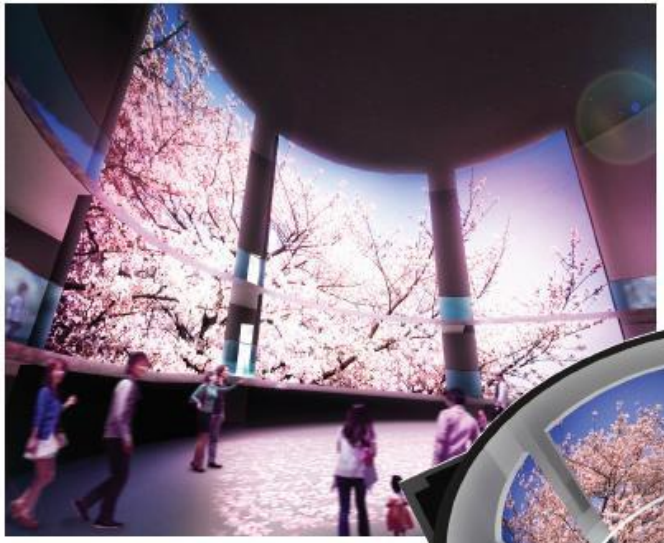

平穏な日常が、震災・原発事故により、どのように変化したのか、証言や思い出の品等の展示を通して、県民の想いを伝達。

原発事故の長期化する影響に、どのように対応してきたのかを紹介。

プロローグ

震災前の地域生活から、震災・原発事故の発生、住民避難、復興に向かう歩みを７面巨大スクリーンで表現。

①災害の始まり

平穏な日常が、震災・原発事故により大きく変化した状況を時系列で提示。

⑤復興への挑戦

復興に挑戦する福島を紹介。県政や行政が新しい街づくりに挑戦する情報を発信。

②原子力発電所事故直後の対応

震災・原発事故発生直後の情報、避難生活等、初期対応の記録を教訓として後世に継承。